平成２６年（フ）第１０５７号
埼玉県桶川市朝日３丁目15番18号　朝日ハイツ203号
債務者　山口　行信
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６３号
埼玉県春日部市藤塚546番地１　藤塚根郷住宅２―103、住民票上の住所埼玉県春日部市上蛭田581番地24
債務者　落合　功一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
大阪府和泉市伏屋町４丁目11番12号光明荘２―１
債務者　小谷　恵子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４２１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―509号
債務者　岩渕　昭仁
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
大阪府泉南郡岬町深日2769番地
債務者　中島　　学
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
大阪府岸和田市稲葉町213番地の６メゾンエース201号、前住所兵庫県加古川市平岡町二俣659番地川崎重工社宅６―611号
債務者　藤井　春奈
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
大阪府貝塚市加治60番地７アクアコート貝塚403号、前住所大阪市西区九条１丁目19番19号ハロー21―301
債務者　本間久美子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７７８号
札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番28号　寺田マンション102号
債務者　井上　聖巳
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９１号
札幌市西区福井10丁目９番14号　ルミエール福井10―203号
債務者　今井　幸一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９２号
札幌市西区福井10丁目９番14号　ルミエール福井10―203号
債務者　今井　代枝
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９６号
札幌市南区南35条西９丁目１番11号　コンフォートＳ35―203号
債務者　澤口左太四
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０７号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番１―110号
債務者　加藤　巧平
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１９号
札幌市東区北27条東12丁目３番５号　Ｔ’ｓＨＯＵＳＥ北27条102
債務者　椛澤　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５８号
札幌市手稲区前田11条10丁目５―５　ハーバーハイツⅢ201、住民票上の住所北海道小樽市赤岩１丁目20番５号　株式会社大惣内
債務者　塩谷　幸代
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７５号
札幌市中央区南14条西６丁目６番３号　Ｂ棟301号
債務者　櫻庭三津雄
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７７号
札幌市南区藤野４条９丁目５番７号
債務者　沖坂　康雄
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目14番12号、前住所山形県酒田市若浜町22番22号Ｂ号
債務者　伊藤　秀章
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで山形地方裁判所酒田支部